

答申第 549 号

平成 22 年 12 月 6 日

神奈川県公安委員会
委員長 小沢 一彦 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成22年 3 月 24 日付けで諮問された特定の交番・駐在所連絡協議会に係る文書一部非公開の件（諮問第 600 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の交番・駐在所連絡協議会に係る文書を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定期間に開催された交番・駐在所連絡協議会（以下「協議会」という。）に係る文書（以下「本件行政文書」という。）を、神奈川県警察本部長が、平成22年2月2日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、次に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）の公開を求める、というものである。

ア 平成21年5月12日付、同年8月10日付、同年11月14日付及び同月24日付協議会開催結果報告書に記載された警察官の氏名（以下「本件警察官氏名」という。）

イ 平成21年5月12日付協議会開催結果報告書に記載された体育指導員の氏名（以下「本件指導員氏名」という。）

ウ 平成21年7月15日付協議会開催結果報告書中「町名別刑法犯発生状況」に記載された強制わいせつ事件の町名別の各件数（以下「本件認知件数」という。）

エ 平成21年11月14日付協議会開催結果報告書中「警察からのお願い」（以下「本件配布文書」という。）に記載された捜査で把握した内容（以下「本件捜査情報」という。）、警察電話の内線番号（以下「本件内線番号」という。）及び捜査担当者の氏名（以下「本件担当者氏名」という。）

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 協議会の目的を考慮すれば、本件非公開情報はすべて公開されるべきである。

イ 本件警察官氏名について

(ア) 駐在所に勤務する警察官は、家族と駐在所に隣接した住宅に居住し

ていることから、その氏名は、住宅地図及び表札から明らかである。また、当該警察官は地域住民と積極的に交流することが要請されていることから、その氏名は周知の事実であり、慣行として公にされる情報である。

(イ) 交番に勤務する警察官が協議会に参加する際には、名札を付け、参加者に名刺を配布する等、氏名を明らかにしていると考えられる。

(ウ) 本県においても、交番及び駐在所（以下「交番等」という。）が駐在所だより等を定期的に発行し、その中で駐在所に勤務する警察官の氏名を明らかにしている例が多々見られる。

(エ) 交番等に勤務する警察官は、通学路の防犯パトロール等により感謝される機会が増えており、その一例として、新聞で特定の交番の警察官が写真とともに紹介されている。そうすると、本件警察官氏名も同様に、報道されることが予定されている。

(オ) 交番等に勤務する警察官は、CR 名刺を使用し、顔と氏名を住民に知ってもらうよう努力している。また、他の都県の交番では、警察官の名札を来訪者に見えやすい場所に掛けている。すなわち、警察官の氏名を住民に知って欲しいということが、警察庁の願いであり、本件警察官氏名を非公開とすることは警察庁の方針に反している。

(カ) 交番等に勤務する警察官の氏名は、自然に住民間で周知となる。そして、人々が地区、地域、市を越えて日々の生活をしている今日、その氏名が市境界を越えて伝播することは、いたしかたない。

ウ 本件指導員氏名について

体育指導員の氏名は、慣行として公にされている情報である。本件指導員氏名と自治会長の氏名を別異に取り扱う合理性はなく、後者が公開されているから、前者も公開されるべきである。

エ 本件認知件数について

本件認知件数のみを他の犯罪とことさら区別して非公開とする合理性はない。また、当該情報は協議会参加者には公開されたのであるから、慣行として公にされた情報である。さらに、本件認知件数が公開されたとしても、被害者の特定及び被害者が被害届を出したか否かを犯人が知

ることは不可能である。

オ 本件配布文書に記載された情報について

(ア) 本件配布文書は、協議会で参加者に配布された書面であり、回覧板等を介して地区の住民に周知徹底されたものであるから、本件配布文書中の情報は慣行として公にされた情報である。また、これらの情報が公開されたとしても、警察活動に支障が生じるおそれはない。

(イ) 本件捜査情報について

本件捜査情報は、黒塗りの面積等からして、極めて抽象的な表現であると推察される。そうすると、こうした情報が公開されることによって、犯人が逃走又は証拠隠滅を図り、捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあるという説明は、誇張である。

(ウ) 本件内線番号について

交通事故現場の立看板に交通課の内線番号を掲示し、一般住民に情報提供を呼びかけている場合を頻繁に目にする。また、警察署の刑事課等の内線番号も、頻繁に公開されている。そうすると、犯人は、警察の通信事務などを妨害するおそれが当然あることになる。

(エ) 本件担当者氏名について

a 本件担当者氏名は、捜査担当者の姓と推察されるが、特定の地区のみならず、市外にまで本件配布文書を介して知れ渡った情報である。当該情報は、特定の地区の住民に回覧板により周知されたとえ、協議会の参加者及び地区住民の中には、東京や横浜に通勤している者もいると思われ、情報はこれらの地域にも伝播するからである。

b 本件担当者氏名の公開にかかわらず、犯人は証拠隠滅又は逃亡に十全の注意を払うことが一般的である。また、本件担当者氏名が判明したとしても、顔写真が公開されていない中で、同人らを特定して嫌がらせをすることは不可能である。

3 実施機関（警察本部地域部地域指導課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、協議会の開催に伴い作成した協議会の開催結果の報告に関する文書である。

本件行政文書には、協議会における参加者の氏名、捜査情報等が記載されており、不服申立人は、本件非公開情報の公開を求めている。

(2) 協議会について

ア 協議会は、交番等の所管区内において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故、災害の未然防止、被害の拡大及び回復並びに的確な検挙活動等を図るため、所管区内の住民等の意見、要望等を聴取して相互に検討、協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ることを目的としている。

したがって、協議会は交番等の所管区内に限定して活動するものであり、原則として、それ以外の何人に対しても公にしているものではない。

イ 協議会で配布する資料は、広く地域住民に知らせるもの、参加者のみとするものなど、その内容によって取り扱う性質が異なる。そして、本件配布文書は特定の事件の捜査を行う上で必要であることから、現場付近の住民に限定して明らかにしたものであって、公にすることを前提に作成したものではない。

(3) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件警察官氏名、本件指導員氏名及び本件担当者氏名は、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

(ア) 本件警察官氏名について

本件警察官氏名はいずれも、警部補以下の階級にある警察官の氏名であることから、平成15年9月1日付け神奈川県情報公開審査会答申第148号により、条例第5条第1号ただし書イに該当しないことは明らかである。

また、地域住民との交流、名札の着用、CR名刺の使用、交番・駐在所だよりの発行は、交番等の所管区内において行っているものであって、それを越えて一般に公にしているものではない。さらに、一部の駐在所だよりに氏名が記載されていることをもって、慣行として公の情報とは認められない。

(イ) 本件指導員氏名について

当該体育指導員は、規約等を有する団体の代表者ではないこと、体育指導員本来の職務として協議会に出席しているものではないことから、慣行として公である情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。

(ウ) 本件担当者氏名について

本件担当者氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であることから、前記（ア）のとおり、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

ウ 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエの該当性について

本件警察官氏名、本件指導員氏名及び本件担当者氏名は、条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しない。

(4) 条例第5条第4号該当性について

本件内線番号は、これを公開することにより、被疑者、捜査対象者等（以下「被疑者等」という。）から事務妨害等を目的とした嫌がらせを受ける蓋然性が高く、通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号に該当する。

なお、重要凶悪事件、死亡ひき逃げ事件等に際して警察電話の内線番号を公表する場合があるが、これは、事件の重大性及び解決の必要性を考慮して、例外的に公開しているものである。

(5) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件認知件数について

本件認知件数は、これを公開すると、犯罪被害者が被害事実を警察に届け出たか否かが被疑者等に明らかとなり、被害者が再度被害に遭う蓋然性が高く、犯罪予防の観点から重大な支障が及ぶおそれがあることか

ら、条例第5条第6号に該当する。

イ 本件捜査情報について

本件捜査情報は、これを公開すると、被疑者等が逃走、証拠隠滅を図る等の対抗措置を取る蓋然性が高く、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当する。

ウ 本件内線番号について

本件内線番号は、これを公開すると、被疑者等から捜査妨害等を目的とした嫌がらせを受ける蓋然性が高く、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当する。

エ 本件担当者氏名について

本件担当者氏名は、これを公開すると、特定の個人が識別されるため、これを知った被疑者等から、捜査妨害のため有形無形の嫌がらせを受けるなど、特定個人の生命、身体等に不法な侵害が及ぶ蓋然性が高く、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定期間で開催された協議会の開催結果の報告に関する文書である。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件非公開情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件警察官氏名、本件指導員氏名及び本件担当者氏名は、特定の個人が識別される情報と認められることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、公開することを規定している。

a 本件警察官氏名について

(a) 不服申立人は、本件警察官氏名は地域住民との交流、住宅地図、表札、名札の着用、CR名刺の使用、駐在所だよりの発行により、慣行として公にされる情報である旨主張している。

さらに、交番等に勤務する警察官が新聞に写真とともに紹介されている例があるので、本件警察官氏名も報道されることが予定されている旨主張している。

(b) 当審査会において確認したところ、本件警察官氏名はいずれも

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、当該階級にある警察官の氏名は、昭和46年以降、職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていないことが認められる。

- (c) また、交番等に勤務する警察官の活動は、それぞれの受け持ち区域である所管区ごとに行われていることが認められる。

したがって、地域住民との交流、名札の着用、CR名刺の使用、交番・駐在所だよりの発行は、所管区内の地域住民に対して行われているものであり、そのことを捉えて、本件警察官氏名が直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとは認められない。

なお、当審査会において確認したところ、現時点において、本件警察官氏名が神奈川県警察のホームページ等において公表されている事実は認められない。

- (d) 住宅地図上の氏名は、法令又は条例の規定に基づく調査によるものではなく、地図作成業者による調査に基づき記載されたものであって、実際に居住している個人の氏名とは、必ずしも一致するものではない。また、表札は、郵便配達その他の所用でその場を訪れる特定の訪問者の便宜に供するために掲示しているものである。

したがって、住宅地図の記載又は表札の掲示をもって、直ちにこれを慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

- (e) また、警察官の氏名が報道された一事例をもって、本件警察官氏名を含めた警察官の氏名すべてが、報道されることが予定されている情報であるとは認められない。

- (f) 以上のことから、本件警察官氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

b 本件指導員氏名について

(a) 不服申立人は、本件指導員氏名は、慣行として公にされている情報である旨主張している。

(b) 当審査会において確認したところ、当該体育指導員は、体育指導員の職務として協議会に出席したのではなく、当該体育指導員が協議会に出席したことが公となっている事情は認められない。

したがって、本件指導員氏名は、同号ただし書イに該当しないと判断する。

c 本件担当者氏名について

(a) 不服申立人は、本件配布文書は協議会で参加者に配布され、回覧板等を介して地区の住民に周知徹底されたものであるから、本件担当者氏名は、市外にまで知れ渡った情報である旨主張している。

(b) 当審査会において確認したところ、本件配布文書は特定の事件の捜査に際し、現場付近の住民に限定して配布されたものであり、また、本件配布文書を一般に公表した事実は認められない。

したがって、本件担当者氏名は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報に当たるとは認められず、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

本件警察官氏名、本件指導員氏名及び本件担当者氏名は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられる情報は、本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものとされる。

ウ 本件内線番号について

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことも予想される。

したがって、本件内線番号は、公開することにより、被疑者等から事務妨害等を目的として特定の内線番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障をきたすおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(6) 条例第5条第6号該当性について

ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報」は非公開とすることができるとしている。

ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、同号により非公開とすることができる。また、「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見し、証拠を収集及び保全する活動をいうと解される。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理

由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、本件行政文書に記載された情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当の理由があるかどうか検討する。

(ア) 本件認知件数について

本件認知件数は、特定地域における性犯罪の発生状況が記載されたものであること及び、性犯罪が親告罪であることを考慮すると、公開すると、被疑者等が再犯を犯す蓋然性が高く、犯罪の予防等の観点から重大な支障が及ぶおそれがある情報であることが認められる。

(イ) 本件捜査情報について

本件捜査情報は、捜査活動によって収集した犯罪情報であることから、公開すると、捜査で収集した情報が明らかとなり、被疑者等により逃走又は証拠隠滅が図られる等の対抗措置が取られることが十分予想される。

(ウ) 本件内線番号について

本件内線番号は、公開すると、捜査活動における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあることが十分予想される。

(エ) 本件担当者氏名について

捜査を担当する警察官の氏名を公開すると、当該警察官が特定され、被疑者等から嫌がらせを受けるなど、当該警察官の生命、身体等の安全を脅かす犯罪が誘発されることが十分予想される。

ウ 以上のことから、本件認知件数、本件捜査情報、本件内線番号及び本件担当者氏名は、これらを公開することにより、犯罪の予防及び捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年3月24日	○ 諮問
4月6日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4月27日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
5月6日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
5月19日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
7月27日 (第95回部会)	○ 審議
8月5日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
8月25日 (第96回部会)	○ 審議
9月10日 (第97回部会)	○ 審議
10月12日 (第98回部会)	○ 審議
11月17日 (第99回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会長職務代理者
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 22 年 12 月 6 日現在) (五十音順)